

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1534号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「・精神保健相談記録表（医療ソーシャルワーカー作成）（平成25年2月18日～平成28年12月7日の期間に作成したもの）・精神保健相談記録表（市健康管理医作成）（平成25年2月18日～平成28年12月7日の期間に作成したもの）・復職審査記録表（平成27年1月15日～平成27年11月9日の期間に市健康管理医が作成したもの）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第1534号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
1534	平成29年1月17日	平成29年1月31日	平成29年3月27日	平成29年5月1日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
1534	「・精神保健相談記録表（医療ソーシャルワーカー作成）（平成25年2月18日～平成28年12月7日の期間に作成したもの）・精神保健相談記録表（市健康管理医作成）（平成25年2月18日～平成28年12月7日の期間に作成したもの）・復職審査記録表（平成27年1月15日～平成27年11月9日の期間に市健康管理医が作成したもの）」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>個人情報一部開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当</p> <p>（本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため。また、開示することにより、関係者と第一職員健康相談室の信頼関係が損なわれ、今後、本人及び本人以外からの第一職員健康相談室や健康管理医へ、率直な情報提供が阻害される可能性があり、そのため本人の健康状況の正確な把握や適切な支援など精神保健業務の適正な運営に支障を及ぼす可能性があるため。）</p>	原処分 妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
1534	<p>《こころの健康問題に関する相談業務並びに休職及び復職に係る事務について》</p> <p>こころの健康相談室では、横浜市職員衛生管理規則（昭和40年10月横浜市規則第84号）第4条第7項及び第17条に基づき、医療ソーシャルワーカー及び精神科専門医師が予約制で職場、本人及び家族からの相談に対応し、こころの健康相談及びこころの健康問題により休職した職員（以下「休職職員」という。）への療養中の復職に向けた相談援助を行う。</p> <p>こころの健康問題による職員の休職・復職に関する意見書の作成及び復職予定者の健康相談については、横浜市立大学附属病院及び横浜市立大学保健管理センターの精神科医である健康管理医が担当する。市長は主治医の診断書及び健康管理医の意見書に基づいて、附属機関である横浜市安全衛生管理審査委員会（以下「委員会」という。）に諮問する。委員会では市長の諮問に応じ、休職・復職の是非、休職期間の設定等について、調査審議を行い、その結果を市長に意見具申する。</p> <p>休職職員の復職に関する手続を進めるに当たって、主治医からの復職可能診断書の提出、健康管理医との復職面談、職場復帰に向けた慣らし出勤についての健康管理医、職場上司及び本人の三者による面談、職場上司、主治医、医療ソーシャルワーカー及び区局ごとに置かれる衛生管理者の間での症状の把握、慣らし出勤のプログラム、職場の受け入れ体制などについての、意見交換が行われる。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、個人情報本人開示請求書に記載の「こころの健康相談室において保有している請求者本人の平成25年1月以降のカルテ、面談記録等の全記録及び健康相談室から主治医に発出した文書とその原議一式」に対して、「・精神保健相談記録表（医療ソーシャルワーカー作成）（平成25年2月18日～平成28年12月7日の期間に作成したもの）・精神保健相談記録表（市健康管理医作成）（平成25年2月18日～平成28年12月7日の期間に作成したもの）・復職審査記録表（平成27年1月15日～平成27年11月9日の期間に市健康管理医が作成したもの）」を特定し、一部開示したものである。</p> <p>実施機関は、このうち個人の氏名、所属・補職名、相談日、発言内容、請求者本人の心身の状況に係る情報及び医師・所属としての見解に関するもの（以下「本件非開示部分」という。）を非開示としている。</p> <p>《条例第22条第7号の該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、本件保有個人情報に記載のある発言内容、請求者本人の心身の状況に係る情報及び医師・所属としての見解に関するものは、審査請求人に関する率直な評価、判定、所見等をありのままに記載したものであり、これらの情報を審査請求人に開示すると審査請求人の認識と異なっていた場合、関係者とこころの健康相談室との信頼関係が損なわれ、今後、本人及び本人以外からこころの健康相談室や健康管理医への、率直な情報提供が阻害される可能性があり、本人の健康状況の正確な把握や適切な支援など精神保健業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当するため非開示としたと主張しているので、以下検討する。</p> <p>イ 当審査会で、こころの健康相談室の業務について、職場復帰支援ハンドブック（総務局職員健康課 平成27年8月（第3版））を確認したところ、第1ステップから第5ステップまでの段階ごとに休職から復職に至るまでの各過程で必要な事務が説明されており、主治医、こころの健康相談室の医療ソーシャルワーカー、健康管理医、職場上司、衛生管理者等（以下「関係者」という。）の役割、対応方法、心構えなどが詳細に記載されている。関係者は、休職職員の職場復帰に向けて、主治医との面談、健康管理医との面談、相談や意見交換を行い、症状の把握、慣らし出勤のプログラム作成、職場の受け入れ体制などを検討し、慣らし出勤等を実施することとされている。</p> <p>ウ 当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、本件非開示部分のうち発言内容、請求者本人の心身の状況に係る情報及び医師・所属としての見解に関するものには、関係者による審査請求人に対する率直な評価、意見、見解、所見等が記載されていた。</p> <p>これらの情報は審査請求人が承知している情報以外の情報であって、関係者は、休職職</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>1534</p>	<p>員に内容を開示しないことを前提として互いに情報提供しており、休職職員の意に沿わない評価、意見等のやりとりをする場合もあることから、これらの情報を開示すると、同種の案件において、関係者間の十分な情報共有や忌たんのない意見交換が困難となり、職場復帰に向けたプログラムの作成や今後の対応などの相談業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると考えられる。</p> <p>なお、主治医と健康相談室が休職職員の情報をやり取りするに当たっては休職職員の同意をとることが望ましいと考えられるが、上述のとおり提供情報の内容を開示すると休職職員の復帰に向けた業務等の適正な遂行に支障を生じることから、やり取りする情報の内容を詳細に説明していても不適切であるとまではいえない。</p> <p>エ 以上のことから、本件非開示部分を開示すると、こころの健康相談室における職員の健康管理や各職場の労務管理に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>《条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>実施機関は、本件非開示部分のうち個人の氏名、所属・補職名及び相談日を本号に該当するとして非開示としているが、本件非開示部分の全体が条例第22条第7号により開示しないことができる情報であることから、本号の該当性について改めて判断するまでもない。</p> <p>《本件保有個人情報の特定について》</p> <p>ア 審査請求人は、個人情報本人開示請求書に記載の①から④まで及び「慣らし出勤による職場復帰支援の実施について（期間変更申請）」の決裁文書が開示されていないと主張している。</p> <p>個人情報本人開示請求書の記載から、審査請求人は、本件保有個人情報のほかに、本件保有個人情報に係る決裁文書（以下「決裁文書1」という。）、医療ソーシャルワーカーが審査請求人の主治医に紹介状等を送付する際に作成した決裁文書（以下「決裁文書2」という。）及び実施機関が審査請求人からの申請を受けて慣らし出勤の期間の変更について決定し、審査請求人に通知したことに係る決裁文書（以下「決裁文書3」という。）についても、本件請求に係る対象保有個人情報として開示することを求めていると解される。</p> <p>イ 実施機関は、弁明書において、本件保有個人情報は、法令、規則、規程、事務マニュアル等によって作成している文書ではなく、決裁をする性質のものでないため、決裁文書1は作成していないと説明している。また、決裁文書2について実施機関に確認したところ、医療ソーシャルワーカーが相談業務の過程で民間医師への紹介状等を送付することは、相談業務の一環として行っているものであり、課としての意思決定を必要とするものではなく、決裁を行っていないとのことであった。</p> <p>これらの実施機関の説明に特段不自然な点は認められず、また、その他決裁文書1及び決裁文書2の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>ウ 決裁文書3については、実施機関は文書番号を付した通知文を審査請求人に送付しており、そのための決裁文書を実施機関は作成し、保有しているはずである。この点について実施機関に確認したところ、定例的な通知であって手書きで作成していることから、文書番号を取得して、決裁手続が完了したと誤認して発送してしまったとの説明があった。そこで当審査会において文書管理システムを確認したところ、決裁文書3の文書番号に該当する決裁文書の存在は確認できず、実施機関の説明どおり、本来行うべき決裁手続がとられていなかったものと考えられる。</p> <p>実施機関のこのような不適切な行政文書の取扱いは誠に遺憾であるが、決裁文書3を保有していないとの実施機関の説明は是認せざるを得ない。</p> <p>《その他》</p> <p>審査請求人は、個人情報一部開示決定通知書に本人開示請求に係る保有個人情報として記載された「精神保健相談記録表（医療ソーシャルワーカー作成）」、「精神保健相談記録表（市健康管理医作成）」及び「復職審査記録表」と、開示された「精神保健相談記録票（医療ソーシャルワーカー作成）」、「精神保健相談記録票（市健康管理医作成）」及び「復職審査記録票」の文書名に相違があり、「表」形式の文書が存在するのではないかという旨の主張をしている。</p>

答申 番号	判断の要旨
1534	<p>この点について実施機関は、個人情報一部開示決定通知書の誤記であると認めている。実施機関の当該説明に不自然な点は認められず、内容に相違がある別の文書が存在することを推認させる事情も認められないことから、「表」形式の文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>《付言》</p> <p>横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第6条第1項では、「事案についての最終的な意思の決定（以下「決裁」という。）は、行政文書によって行うものとする。」と規定し、第9条では「行政文書は・・・文書管理システムに登録しなければならない。」と規定している。</p> <p>実施機関が決裁文書3を作成していなかったことは誠に遺憾であり、今後、行政文書を適正に管理するよう望むものである。</p>

5 審査会の答申（別添のとおり）

資料：答申第1534号

6 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成30年3月横浜市条例第8号による改正前のもの）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

(3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第4号から第6号まで省略）

(7) 市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

お問合せ先
市民局市民情報課担当課長 佐藤 暁良 Tel 045-671-2319

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1534号)

平成30年11月15日

横情審答申第1534号

平成30年11月15日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成29年5月1日総職健第86号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「・精神保健相談記録表（医療ソーシャルワーカー作成）（平成25年2月18日～平成28年12月7日の期間に作成したもの）・精神保健相談記録表（市健康管理医作成）（平成25年2月18日～平成28年12月7日の期間に作成したもの）・復職審査記録表（平成27年1月15日～平成27年11月9日の期間に市健康管理医が作成したもの）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「・精神保健相談記録表（医療ソーシャルワーカー作成）（平成25年2月18日～平成28年12月7日の期間に作成したもの）・精神保健相談記録表（市健康管理医作成）（平成25年2月18日～平成28年12月7日の期間に作成したもの）・復職審査記録表（平成27年1月15日～平成27年11月9日の期間に市健康管理医が作成したもの）」の保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「こころの健康相談室において保有している請求者本人の平成25年1月以降のカルテ、面談記録等の全記録及び健康相談室から主治医に発出した文書とその原議一式」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年1月31日付で行った「・精神保健相談記録表（医療ソーシャルワーカー作成）（平成25年2月18日～平成28年12月7日の期間に作成したもの）・精神保健相談記録表（市健康管理医作成）（平成25年2月18日～平成28年12月7日の期間に作成したもの）・復職審査記録表（平成27年1月15日～平成27年11月9日の期間に市健康管理医が作成したもの）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。平成30年3月横浜市条例第8号による改正前のもの。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第22条第3号の該当性について

本件保有個人情報に記載のある個人の氏名、所属・補職名及び相談日は、いずれも本人開示請求者以外の第三者である個人に関する情報であって、開示することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当し、非開示とした。

(2) 条例第22条第7号の該当性について

本件保有個人情報に記載のある発言内容、請求者本人の心身の状況に係る情報及び医師・所属としての見解に関するものは、審査請求人に関する率直な評価、判定、所見等をありのままに記載したものであり、これらの保有個人情報には個人の氏名、所属・補職名又は相談日が記載されているものもあり、これらの情報を審査請求人に開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、関係者と総務局人事部職員健康課第一健康相談室（以下「こころの健康相談室」という。）の信頼関係が損なわれ、今後、本人及び本人以外からこころの健康相談室や健康管理医への、率直な情報提供が阻害される可能性があり、本人の健康状況の正確な把握や適切な支援など精神保健業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書、意見書、反論書（追加）及び弁明書（追加）に対する意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 個人情報一部開示決定通知書の記載が個人情報本人開示請求書の「本人開示請求に係る保有個人情報」及び「備考」の各欄に記載してあるとおりになっていない。
- (2) 個人情報一部開示決定通知書には「・・・表」と記載されたが、郵送された文書は、「表」形式ではなく「票」単位のもので、決定通知書どおりの文書ではなかった。個人情報一部開示決定通知書に記載された文書名の文書が存在するのにあえて別の文書を郵送してきたと考えている。
- (3) 個人情報本人開示請求書に①から④まで記載の決裁の原議一式が欠落している。また、「慣らし出勤による職場復帰支援の実施について」の原議も欠落している。
- (4) 条例第22条第3号ただし書の検討がされていない。
- (5) 土木事務所長が審査請求人の了解のもと、こころの健康相談室及び区総務課と連絡調整等を行っており、その内容は文書で情報交換しており、審査請求人が承知している情報であるため、条例第22条第7号には該当しない。
- (6) こころの健康相談室自体が不適切な情報収集を行い、その情報を本件関係者や審査請求人が所属していた部署等に確認もせず主治医に情報提供しているのではないかと。そうであればその情報は審査請求人に開示されるべきである。

5 審査会の判断

- (1) こころの健康問題に関する相談業務並びに休職及び復職に係る事務について

こころの健康相談室では、横浜市職員衛生管理規則（昭和40年10月横浜市規則第84号）第4条第7項及び第17条に基づき、医療ソーシャルワーカー及び精神科専門医師が予約制で職場、本人及び家族からの相談に対応し、こころの健康相談及びこころの健康問題により休職した職員（以下「休職職員」という。）への療養中の復職に向けた相談援助を行う。

こころの健康問題による職員の休職・復職に関する意見書の作成及び復職予定者の健康相談については、横浜市立大学附属病院及び横浜市立大学保健管理センターの精神科医である健康管理医が担当する。市長は主治医の診断書及び健康管理医の意見書に基づいて、附属機関である横浜市安全衛生管理審査委員会（以下「委員会」という。）に諮問する。委員会では市長の諮問に応じ、休職・復職の是非、休職期間の設定等について、調査審議を行い、その結果を市長に意見具申する。

休職職員の復職に関する手続を進めるに当たって、主治医からの復職可能診断書の提出、健康管理医との復職面談、職場復帰に向けた慣らし出勤についての健康管理医、職場上司及び本人の三者による面談、職場上司、主治医、医療ソーシャルワーカー及び区局ごとに置かれる衛生管理者の間での症状の把握、慣らし出勤のプログラム、職場の受け入れ体制などについての、意見交換が行われる。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、個人情報本人開示請求書に記載の「こころの健康相談室において保有している請求者本人の平成25年1月以降のカルテ、面談記録等の全記録及び健康相談室から主治医に発出した文書とその原議一式」に対して、「・精神保健相談記録表（医療ソーシャルワーカー作成）（平成25年2月18日～平成28年12月7日の期間に作成したもの）・精神保健相談記録表（市健康管理医作成）（平成25年2月18日～平成28年12月7日の期間に作成したもの）・復職審査記録表（平成27年1月15日～平成27年11月9日の期間に市健康管理医が作成したもの）」を特定し、一部開示したものである。

実施機関は、このうち個人の氏名、所属・補職名、相談日、発言内容、請求者本人の心身の状況に係る情報及び医師・所属としての見解に関するもの（以下「本件非開示部分」という。）を非開示としている。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は

事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができる」と規定している。

イ 実施機関は、本件保有個人情報に記載のある発言内容、請求者本人の心身の状況に係る情報及び医師・所属としての見解に関するものは、審査請求人に関する率直な評価、判定、所見等をありのままに記載したものであり、これらの情報を審査請求人に開示すると審査請求人の認識と異なっていた場合、関係者ところの健康相談室との信頼関係が損なわれ、今後、本人及び本人以外からところの健康相談室や健康管理医への、率直な情報提供が阻害される可能性があり、本人の健康状況の正確な把握や適切な支援など精神保健業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当するため非開示としたと主張しているので、以下検討する。

ウ 当審査会で、ところの健康相談室の業務について、職場復帰支援ハンドブック（総務局職員健康課 平成27年8月（第3版））を確認したところ、第1ステップから第5ステップまでの段階ごとに休職から復職に至るまでの各過程で必要な事務が説明されており、主治医、ところの健康相談室の医療ソーシャルワーカー、健康管理医、職場上司、衛生管理者等（以下「関係者」という。）の役割、対応方法、心構えなどが詳細に記載されている。関係者は、休職職員の職場復帰に向けて、主治医との面談、健康管理医との面談、相談や意見交換を行い、症状の把握、慣らし出勤のプログラム作成、職場の受け入れ体制などを検討し、慣らし出勤等を実施することとされている。

エ 当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、本件非開示部分のうち発言内容、請求者本人の心身の状況に係る情報及び医師・所属としての見解に関するものには、関係者による審査請求人に対する率直な評価、意見、見解、所見等が記載されていた。

これらの情報は審査請求人が承知している情報以外の情報であって、関係者は、休職職員に内容を開示しないことを前提として互いに情報提供しており、休職職員の意に沿わない評価、意見等のやりとりをする場合もあることから、これらの情報を開示すると、同種の案件において、関係者間の十分な情報共有や忌たんのない意見交換が困難となり、職場復帰に向けたプログラムの作成や今後の対応などの相談業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると考えられる。

なお、主治医と健康相談室が休職職員の情報をやり取りするに当たっては休職職

員の同意をとることが望ましいと考えられるが、上述のとおり提供情報の内容を開示すると休職職員の復帰に向けた業務等の適正な遂行に支障を生じることから、やり取りする情報の内容を詳細に説明していないとしても不適切であるとまではいえない。

オ 以上のことから、本件非開示部分を開示すると、こころの健康相談室における職員の健康管理や各職場の労務管理に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

(4) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件非開示部分のうち個人の氏名、所属・補職名及び相談日を本号に該当するとして非開示としているが、本件非開示部分の全体が条例第22条第7号により開示しないことができる情報であることから、本号の該当性について改めて判断するまでもない。

(5) 本件保有個人情報の特定について

ア 審査請求人は、個人情報本人開示請求書に記載の①から④まで及び「慣らし出勤による職場復帰支援の実施について（期間変更申請）」の決裁文書が開示されていないと主張している。

個人情報本人開示請求書の記載から、審査請求人は、本件保有個人情報のほかに、本件保有個人情報に係る決裁文書（以下「決裁文書1」という。）、医療ソーシャルワーカーが審査請求人の主治医に紹介状等を送付する際に作成した決裁文書（以下「決裁文書2」という。）及び実施機関が審査請求人からの申請を受けて慣らし出勤の期間の変更について決定し、審査請求人に通知したことに係る決裁文書（以下「決裁文書3」という。）についても、本件請求に係る対象保有個人情報として開示することを求めていると解される。

イ 実施機関は、弁明書において、本件保有個人情報は、法令、規則、規程、事務マニュアル等によって作成している文書ではなく、決裁をする性質のものでもないため、決裁文書1は作成していないと説明している。また、決裁文書2について実施

機関に確認したところ、医療ソーシャルワーカーが相談業務の過程で民間医師への紹介状等を送付することは、相談業務の一環として行っているものであり、課としての意思決定を必要とするものではなく、決裁を行っていないとのことであった。

これらの実施機関の説明に特段不自然な点は認められず、また、その他決裁文書1及び決裁文書2の存在を推認させる事情も認められない。

ウ 決裁文書3については、実施機関は文書番号を付した通知文を審査請求人に送付しており、そのための決裁文書を実施機関は作成し、保有しているはずである。この点について実施機関に確認したところ、定例的な通知であって手書きで作成していることから、文書番号を取得して、決裁手続が完了したと誤認して発送してしまったとの説明があった。そこで当審査会において文書管理システムを確認したところ、決裁文書3の文書番号に該当する決裁文書の存在は確認できず、実施機関の説明どおり、本来行うべき決裁手続がとられていなかったものと考えられる。

実施機関のこのような不適切な行政文書の取扱いは誠に遺憾であるが、決裁文書3を保有していないとの実施機関の説明は是認せざるを得ない。

(6) その他

審査請求人は、個人情報一部開示決定通知書に本人開示請求に係る保有個人情報として記載された「精神保健相談記録表（医療ソーシャルワーカー作成）」、「精神保健相談記録表（市健康管理医作成）」及び「復職審査記録表」と、開示された「精神保健相談記録票（医療ソーシャルワーカー作成）」、「精神保健相談記録票（市健康管理医作成）」及び「復職審査記録票」の文書名に相違があり、「表」形式の文書が存在するのではないかという旨の主張をしている。

この点について実施機関は、個人情報一部開示決定通知書の誤記であると認めている。実施機関の当該説明に不自然な点は認められず、内容に相違がある別の文書が存在することを推認させる事情も認められないことから、「表」形式の文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

(7) 付言

横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第6条第1項では、「事案についての最終的な意思の決定（以下「決裁」という。）は、行政文書によって行うものとする。」と規定し、第9条では「行政文書は・・・文書管理システムに登録しなければならない。」と規定している。

実施機関が決裁文書3を作成していなかったことは誠に遺憾であり、今後、行政文

書を適正に管理するよう望むものである。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を条例第22条第3号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年5月1日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年5月8日	・審査請求人から意見書を受理
平成29年5月18日	・実施機関から反論書の写しを受理
平成29年5月18日 (第213回第三部会) 平成29年5月19日 (第303回第一部会) 平成29年5月26日 (第315回第二部会)	・諮問の報告
平成30年2月2日 (第227回第三部会)	・審議
平成30年2月15日 (第228回第三部会)	・審議
平成30年3月2日 (第229回第三部会)	・審議
平成30年3月15日 (第230回第三部会)	・審議
平成30年4月5日 (第231回第三部会)	・審議
平成30年4月19日 (第232回第三部会)	・審議
平成30年5月10日 (第233回第三部会)	・審議
平成30年5月21日	・実施機関から弁明書(追加)の写しを受理
平成30年5月28日	・審査請求人から弁明書(追加)に対する意見書を受理
平成30年5月28日 (第234回第三部会)	・審議
平成30年6月1日	・実施機関から審査請求人の反論書(追加)の写しを受理
平成30年6月4日	・審査請求人から弁明書(追加)に対する意見書の一部訂正を受理
平成30年6月7日 (第235回第三部会)	・審議

平成30年6月21日 (第236回第三部会)	・ 審議
平成30年8月23日 (第238回第三部会)	・ 審議
平成30年9月20日 (第239回第三部会)	・ 審議
平成30年10月18日 (第240回第三部会)	・ 審議